

大学院工学研究科博士後期課程の在学期間を短縮して修了させる
場合の「優れた研究業績を上げた者」の適用基準について

平成16年3月8日制定

鳥取大学大学院学則（平成16年鳥取大学規則第56号）第25条第2項ただし書の規定に基づく，工学研究科博士後期課程における「優れた研究業績を上げた者」の適用は，次の（1）または（2）の要件を満たすことを基準とする。

- （1）博士論文の内容に関連した研究成果について，権威ある学術雑誌等に発表した学術論文を3編以上有する者。ただし，その内の2編以上は論文集論文であること。
- （2）上記と同等と認められる研究業績を有する者。

（注解）

1. 「権威ある学術雑誌等に発表した学術論文」とは，権威ある学会・協会等が定期刊行する論文集等に掲載の査読付き論文（「論文集論文」という。），権威ある学会・協会等が定期刊行するレター集等に掲載の査読付きレター論文（「レター論文」という。），権威ある学会・協会等が主催する定例的国際会議のプロシーディングスに掲載の査読付き論文（「国際会議論文」という。），等をいう。
2. 在学期間外に掲載された論文集論文を上記論文数に含めることができるが，後期課程在学中に論文集論文，レター論文，国際会議論文を，併せて2編以上が掲載されていること。ただし，その内の1編以上は論文集論文とする。
3. 主論文が共著であるときは，原則として第一著者であること。第一著者でない場合は，申請者が主たる寄与をした論文であり，主論文として使用することを認める第一著者の承諾書（所定の様式）を付すこととする。
4. 発表した学術論文には，掲載決定のものを含めることができる。

承 諾 書

平成 年 月 日

鳥取大学大学院工学研究科長 殿

共著者氏名 印
所属・職名

博士論文題目 _____

共著論文題目 _____

著 者 名 _____

学 術 雑 誌 名 _____

(巻, 号, 頁) (. . ~)

発 行 年 月 _____ 年 月

上記共著論文は 氏が主たる寄与をした論文であり, 同氏が鳥取大学に申請する博士の学位論文の主論文として使用することに異議ありません。